



長野県報

10月21日(木)

平成16年
(2004年)

第1603号

目次

告示

地方税法に基づく特約業者の指定取り消し(税務課)..... 1

公告

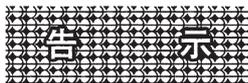
一般競争入札(情報政策課)..... 1

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業振興課)..... 2

都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの縦覧(7件)(都市計画課)..... 3

土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課)..... 4

一般競争入札(産業技術課)..... 5



長野県告示第575号

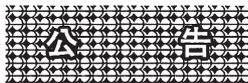
地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社 丸高商会	千曲市大字杭瀬下36番地1	平成16年10月13日

税務課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

ブロードバンド環境実態調査業務委託

(2) 役務の特質

ブロードバンドの利活用を進めるための基礎資料の作成

(3) 履行期間

契約締結日から平成17年1月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県企画局情報政策課
電話 026(235)7138

4 入札手続等

- 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年11月1日(月) 午前10時から
イ 場所 長野保健所 3階 301号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

- (1) この業務の実施に当たっては、長野県内の失業者の新規雇用を行わなければなりません。
- (2) 業務に新規に採用する労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行う等、広く募集に努めるものとします。
- (3) 事業費に占める人件費の割合は概ね80%以上とします。
- (4) 業務に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合は概ね75%以上とします。
- (5) 詳細は入札説明書によります。

情報政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
(株)コメリ	代表取締役 榑 賢一	新潟県新潟市米山 4-1-28
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨 石河原37

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
(株)コメリ	代表取締役 榑 賢一	新潟県新潟市米山 4-1-28
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨 石河原37
コスモファーマシー (株)	代表取締役 塩之入 盾和	上田市中央2-17-5
ル・プレ(株)	代表取締役 塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂 城6428

4 変更した年月日

平成16年8月1日

5 届出年月日

平成16年10月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年10月21日から平成17年2月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

- (1) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	85平方メートル	85平方メートル
2	112平方メートル	86平方メートル
3	—	26平方メートル
合計	197平方メートル	197平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時
コスモファーマシー(株)	午前10時	午後9時
ル・プレ(株)		午後8時
(株)コメリ	午前9時30分 (年120日 午前9時)	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
コスモファーマシー(株)	午前10時	午後9時
ル・プレ(株)		午後8時
(株)コメリ	午前9時30分 (年120日 午前9時)	午後8時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前7時から午後9時まで
2		
3		24時間
4	—	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	24時間	24時間
2	午前6時から 午後9時まで	午前6時から午後9時まで
3	—	午前5時から午前6時まで

4 変更する年月日

- 3の(1) 平成17年6月14日
- 3の(2)(3)(4) 平成16年11月12日

5 届出年月日

平成16年10月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年10月21日から平成17年2月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画地域地区(用途地域)

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画駐車場 1 戸倉駅自転車駐車場
2 戸倉駅自動車駐車場

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画ごみ焼却場 1 葛尾組合ごみ焼却場

2 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画火葬場 1 葛尾組合火葬場
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画汚物処理場 1 千曲衛生センター
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画緑地 1 千曲橋緑地
3 戸倉千曲川緑地公園
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月21日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 千曲都市計画公園 2・2・1 西船山公園
 - 2・2・2 両宮公園
 - 2・2・3 上山田中央公園
 - 2・2・4 上山田南部公園
 - 2・2・5 志川公園
 - 2・2・6 屋代公園
 - 2・2・7 女沢公園
 - 2・2・8 伊勢宮公園
 - 2・2・9 北堀公園
 - 2・2・10 五十里公園
 - 2・2・11 杭瀬下公園
 - 2・2・12 住吉公園
 - 2・2・13 たじま公園
 - 3・3・1 沢山川親水公園
 - 3・3・2 稲荷山公園
 - 4・4・1 更埴中央公園

- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

公告

下水内郡豊田村永田土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年10月21日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

理事

新任

氏名	住所
西沢 満穂	下水内郡豊田村大字永江347番地
坂本 秀穂	下水内郡豊田村大字永江380番地
高野 芳行	下水内郡豊田村大字永江3733番地
中島 孝好	下水内郡豊田村大字永江1918番地 5
高野 裕彦	下水内郡豊田村大字永江3686番地
小林 建司	下水内郡豊田村大字永江3819番地
水越 繁雄	下水内郡豊田村大字永江7845番地93
北沢 宏允	下水内郡豊田村大字永江7961番地
市川 清人	下水内郡豊田村大字永江6544番地 1
荒井 明	下水内郡豊田村大字穴田2380番地 1

重任

氏名	住所
藤澤 一雄	下水内郡豊田村大字穴田3151番地
鈴木 邦雄	下水内郡豊田村大字穴田3141番地 1

坂本 清一 下水内郡豊田村大字永江353番地
退任
氏名 住所
中村 一郎 下水内郡豊田村大字永江3633番地
島山 幸男 下水内郡豊田村大字永江7669番地
坂本 袈婆雄 下水内郡豊田村大字永江336番地 1
高野 好広 下水内郡豊田村大字永江1957番地
中島 滝善 下水内郡豊田村大字永江1931番地
外谷 九二男 下水内郡豊田村大字永江4333番地 1
水野 修平 下水内郡豊田村大字永江7925番地
市川 益男 下水内郡豊田村大字永江6553番地 1号
中島 文夫 下水内郡豊田村大字永江2566番地
坂本 静雄 下水内郡豊田村大字永江355番地 1号

監事

新任
氏名 住所
塚田 森人 下水内郡豊田村大字穴田171番地
西沢 良治 下水内郡豊田村大字永江332番地
金子 英幸 下水内郡豊田村大字永江3612番地
黒岩 良人 下水内郡豊田村大字永江6530番地
退任
氏名 住所
金澤 眞佐己 下水内郡豊田村大字穴田118番地の1
傳田 壽恵夫 下水内郡豊田村大字永江133番地 3号
小林 信重 下水内郡豊田村大字上今井2661番地
清水 三男 中野市大字栗林669番地

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月21日

長野県精密工業試験場長 島田 享久

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
高速超精密加工支援装置 一式
- (2) 物品等の特質
仕様書によります。
- (3) 納入期限
平成16年12月16日
- (4) 納入場所
長野県精密工業試験場
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

岡谷市長地片間町1丁目3番1号
長野県精密工業試験場管理部
電話 0266 (23) 4000

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会
実施しません。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年11月1日 午前11時
イ 場所 長野県精密工業試験場4階第2教室
- (4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成16年10月29日 午後5時
イ 場所 岡谷市長地片間町1丁目3番1号
(郵便番号 394-0084)
長野県精密工業試験場管理部
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
要します。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

産業技術課